

# NEW

## 予告!!

火災、台風、地震などにより建物が損害を受け  
休業した場合の補償制度

被災した小規模企業・中小企業の事業再開を応援する共済です。



# 地震等災害時 「休業対応応援共済」

地震などの天災による損害も補償する、今までなかった初めての共済!

- 様々な災害、事故による損害に対応
- 被災者の事業再開を応援する休業補償

- わかりやすく、加入しやすい補償内容
- 当座に必要な経費を賄うのための迅速な共済金のお支払い

### 掛金

加入しやすい手頃な掛金 (都道府県ごとに掛金は異なります。)  
年間一括払で金融機関口座引落

### 共済金

全損応援共済金：3,000万円を限度に補償!

一部損応援共済金：1,500万円を限度に補償!

ご契約の際に決めた 約定日額 × 約定日数又は休業日数に基づき共済金をお支払いします。

 全日本火災共済協同組合連合会

安心、充実の補償内容、迅速な共済金のお支払い。詳しくは裏面をご覧ください



## 補償内容

火災などによる事故はもちろん、地震などの天災による損害も補償する今までになかった共済です。

### 共済金をお支払いする災害、事故

#### ■ 地震等災害時「休業対応応援共済」の詳細

次のような災害、事故により対象となる建物などが損害を受け、事業活動が出来なくなった時、事業を再開する費用を補償いたします。



ここが違う！

多くの事業主様にご加入いただけるよう、負担の少ない掛金にいたしました。

### 共済金のご案内

負担が少ない



手頃な掛金で手厚い補償、そして迅速なお支払い。すべては、事業主のみなさまのために。

約定日額 = 粗利益額：1日当たりの粗利益額をもとに、1日につき1万円単位でご契約の際に決めていただいた金額

約定日数 = ご契約の際に決めていただいた日数  
全損時：90日から180日以内の定休日を除いた営業日数  
一部損時：30日、60日、90日のいずれかの日数

ご契約の際に決めた 約定日額 × 約定日数 又は 休業日数の共済金をお支払いします。

全損応援共済金：約定日額 × 約定日数(90日～180日の営業日数)  
一部損応援共済金：約定日額 × 休業日数(30日、60日、90日のいずれかを限度)<sup>(※1)</sup>

<sup>(※1)</sup> 事故日から4日以上休業した場合に対象

● 共済金は事業再開に向けた意思確認、事業を再開した事実の確認の上、お支払いします。

● 建物の損害額の程度に応じた共済金をお支払いします。

1. 全損時(損害を受けた共済の対象物件が損害額の80%以上に該当) 3,000万円を限度(要件に合致しない建物は1,000万円を限度)
  2. 一部損時(損害を受けた共済の対象物件が損害額の80%未満に該当) 1,500万円を限度(要件に合致しない建物は500万円を限度)<sup>(※2)</sup>
- <sup>(※2)</sup> 飯店舗での事業再開した後に、損害を受けた建物で事業再開した場合もお支払いの対象となります。

ご確認

### ご加入いただける方、ご契約の対象となる物件

#### ○ご加入いただける方

継続的に事業を営む全国の個人事業主、小規模企業、中小企業

#### ○対象となる物件

小売業、卸売業、サービス業の店舗、製造業の作業場などの事業を営んでいる建物(住居専用は対象外)  
ただし事業用機械設備・什器備品、商品、原材料等は対象外となります。

#### ○対象外となる物件

- ・倉庫業者の占有倉庫建物
  - ・工業用作業使用動力50kW以上、電力100kW以上、又は作業人員常時50名超の工場
  - ・大規模事業所、興行場、博覧会施設ならびにこれらの施設内の事業所
  - ・屋外スポーツ施設(ゴルフ場・練習場、テニスコート、釣堀など)ならびにこれらの施設内の事業所
  - ・動植物を育成する施設(ふ化場、養殖場、果樹園等)ならびにこれらの施設内の事業所
- 詳しくは取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

### 共済期間

共済期間は共済掛金の振替日の属する月の1日(共済期間開始の日)の午後4時から1年とします。

このチラシは地震等災害時「休業対応応援共済」の概要を説明したものです。詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」及び「休業対応応援共済約款」をお読みください。

お問い合わせ・お申し込みは—